相続にも少子高齢化問題が…

子供が先に亡くなる

99歳の母親の財産はどうなるのか？

順番通りとは限らない時代

逆のケースを想定した対策を考えることも必要に

少子高齢化社会と言われる時代ですが、相続にも少子高齢化の問題が増えてきました。人生の順番では相続人になるはずのお子さんが先に亡くなられるというケースが増えています。これまでは、ご主人より奥様の方が先に亡くなるということを想定して、相続対策を行うということはしてきましたが、今後はお子さんが先に亡くなるということも想定して対策を考えることが必要だなと、痛感する事例が増えました。

先日、クライアントが70歳で亡くなりました。その方のお母様は今年白寿でご健在です。12年前にお父様の相続で、相談を受けて以来のお付き合いでした。

収益物件などもお持ちでしたが、配偶者の税額軽減を活用すると相続税が繰り延べできる範囲でしたので、お母様の老後生活も考えて、すべてお母様が相続し、状況に合わせて一人息子さんに贈与していくことにしました。

当時は、一人息子さんも会社にお勤めでしたので、経済的余裕もあり特に問題はありませんでしたが、さすがに何も対策をせずに二次相続を迎えると相続税の負担が高額になるために、生命保険を活用した対策をご提案しました。当時は、改正前の相続税法第26条がまだ有効だったので、これを用いた対策をメインにし、保険料贈与も併せて活用しました。

クライアントが生前に心配されていたのは、自分は身体が丈夫な方ではないので、母親の方が長生きした場合、財産はどうなるか？　ということでした。

「その場合は、息子さんたちが代襲相続という形で相続されることになります」とご説明すると、とても困った顔をされて、息子たちではなく妻に相続させることはできないかとおっしゃいました。

そのときは、お体の調子が悪いというわけではなかったので、「順番通りに相続が起こるという前提で、相続対策として、お母様から〝保険料贈与〟を受けて、終身保険に加入し、万一の際の受取人を奥さまにされてはいかがでしょう」とご提案し、ご本人の終身保険にご加入いただきました。

10年も経った頃でしょうか、クライアントから電話があり、病気を患って余命が長くはないということで、相談に乗ってほしいと連絡がありました。それまでにも定期的にお会いして、状況に変化がないかなどいろいろとお話を伺っていたのですが、急な話で私も驚きました。

相談内容は、やはり息子たちに母親の財産を相続させるのは時期尚早だと思うし、息子たちに母の財産が引き継がれると、妻の老後のことが心配だということで、対策を考えてほしいというご依頼でした。

ご相談から、わずか2年でクライアントは亡くなりましたが、その間にいろいろと相談を重ねて、お母様がしっかりしておられたので、お母様と奥様の間で養子縁組をすることにしました。

クライアントが亡くなられた後に、奥様からは「生命保険について、主人は一人息子で、親の財産を相続すれば老後の心配もないし、私は必要ないと思っていた。でも、主人は母より自分が先に亡くなったら、おまえが困るのだと言って、東さんの提案通りにしておこうと言って契約したのです。私も、まさか主人がこんなに早く亡くなるとは思っていなかったけれど、今回は保険のありがたみがよく分かったし、お母様と養子縁組をしておいて良かった。息子たちが多額の財産を相続して、人生が狂ってしまうことを主人も私も心配していたので。いろいろと提案してくれてありがとう」とおっしゃってくださいました。

現在は、息子さんたちに財産を引き継いでいくにあたって、ご相談に乗っています。

生命保険の活用方法も、医療・介護・資金運用・相続と総合的に考慮した中で提案を行っています。やはり関わった当初から、総合的な提案を行うことが、継続的なお付き合いにつながるということを再認識した案件です。

事業用資産を生前贈与したが…

後継者である長男がガンに罹患

もう一件、相続対策を継続してコンサルティングしているお客様で、相続対策のために不動産の贈与や生命保険の活用を組み合わせて取り組んできたクライアントからも、深刻な相談がありました。

クライアントであるご両親は、80歳半ばを過ぎておられますが大変お元気なのですが、60歳代のお子さんがガンに罹患していることがわかり、余命が数年と宣告されたということでした。この方がご長男で、事業を継がれるということで、事業用資産を贈与してきたのですが、ご長男夫婦の間には、お子さんがいらっしゃらないので、ご長男が先に亡くなられると、奥さまとご両親が相続人になってしまいます。また、配偶者がすべて相続しても、お子さんがいらっしゃらないので、奥様が亡くなると、奥様のご両親もしくはご兄弟などに相続権があります。

事業承継の流れとしては、ご両親からご長男へ、そして娘さんのお子さんへと引き継ぐことを希望されていたので、事業用資産についてはご長男に万一のことがあった場合、奥様が相続された事業用財産は甥の方に遺贈するというように公正証書遺言などを活用して、準備をしていたのですが、これも対策を見直さなくてはいけなくなりました。

納税資金対策に保険料贈与を活用して、「契約者・被保険者を長男。死亡保険金受取人を奥様」として終身保険を契約していたいただいていますので、万一のことがあっても奥様は困られないのですが、財産分与のことや、相続税負担も含めて対策をもう一度考え直す必要があります。

また、アフターフォローをキッチリしなければいけないと思う事例もありました。

代理店さんからご相談を受けたのですが、「終身保険契約で被保険者が亡くなり、死亡保険金の受取人がその方のお父さんになっていたのですが、お父さんはすでに亡くなっていて、受取人変更をされないまま被保険者が亡くなってしまった」ということでした。直系尊属もみなさん亡くなっておられ、直系卑属もいらっしゃらず、また兄弟姉妹もおられないので、親戚の方が葬儀の手配などをなされ、葬儀費用も立て替えられました。原戸籍謄本を取り寄せ、確認したのですが、「相続人不存在」ということで、相続される方がいらっしゃらない状態でした。

相続人がいないと財産は国庫に

このような場合、家庭裁判所に財産管理人の選任・申し立てを行い、所定の手続きを経て一定の期間に相続人が現れなければ、相続人不存在ということで財産は国庫に帰属してしまうという流れになってしまいます。

このようなケースでなく、相続人がいらっしゃる場合でも、手続きが煩雑になるケースも多くありますので、受取人の変更などのアフターフォローはきっちり行わなければならないと思います。

■相続財産管理人の選任

相続人の存在、不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして、結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる）には、家庭裁判所は、申立てにより、相続財産の管理人を選任する。

相続財産管理人は、被相続人の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い、清算後残った財産を国庫に帰属させることになる。

なお、特別縁故者に対する相続財産分与がなされる場合もある。

●財産管理人が選任された後の手続き

一般的な手続きの流れは次のとおり。途中で相続財産が無くなった場合はそこで手続きは終了する。

1．家庭裁判所は、相続財産管理人選任の審判をしたときは、相続財産管理人が選任されたことを知らせるための公告をする。
2．1の公告から2か月が経過してから、財産管理人は、相続財産の債権者・受遺者を確認するための公告をする。
3．2の公告から2か月が経過してから、家庭裁判所は、財産管理人の申立てにより、相続人を捜すため、6か月以上の期間を定めて公告をする。期間満了までに相続人が現れなければ、相続人がいないことが確定する。
4．3の公告の期間満了後、3か月以内に特別縁故者に対する相続財産分与の申立てがされることがある。
5．必要があれば、随時、財産管理人は、裁判官の許可を得て、被相続人の不動産や株を売却し、金銭に換えることもできる。
6．財産管理人は、法律にしたがって債権者や受遺者への支払いをしたり、特別縁故者に対する相続財産分与の審判にしたがって特別縁故者に相続財産を分与するための手続きをする。
7．6の支払等をして、相続財産が残った場合は、相続財産を国に引き継いで手続きが終了する。

《出典》裁判所ＨＰ（http://www.court.go.jp）より

相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱ＵＢＦ　代表取締役
東　潤一

㉓

あづま・じゅんいち
㈱ＵＢＦ　代表取締役。ＮＰＯ法人全国資産に関する相談センター代表理事、ＣＦＰ。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスＦＰを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系ＦＰとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践ＣＤセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」（新日本保険新聞社刊）がある。